

# 伊勢市公報

第 356 号  
令和2年9月7日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則及び伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	6
○ 地方税法又は伊勢市市税条例に基づく申告等に関する期限の延長について	8
○ 令和2年度補正予算の要領について	10
○ 収納の事務の委託について	14
○ 指定代理納付者の指定について	15
○ 指定居宅介護支援事業の廃止について	16
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	17
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	19
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	20
<b>公 告</b>	
○ 都市計画の変更素案の縦覧及び公聴会の開催に係る公告について	21
○ 都市公園の供用開始について	23
○ 都市公園の供用開始について	24
○ 都市公園の供用開始について	25
○ 公売公告兼見積価額公告	26
○ 都市公園の供用開始について	33

伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等  
に関する規則及び伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に  
関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 47 号

伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則及び伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則（平成29年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

第 5 条第 2 項中「対応しなければ」を「対処しなければ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 職員は、次条第 1 項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

第 6 条第 1 項中「生じさせないために職員が認識すべき事項及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合において職員に望まれる事項」を「なくするために職員が認識すべき事項」に改める。

第 7 条第 1 項中「を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければ」を「のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければ」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 任命権者は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本的な事項について理解させること

並びに新たに所属長となった職員に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

第8条第2項中「市長が苦情相談への対応について定める」を「次条第1項の」に改める。

本則に次の1条を加える。

(苦情相談に関する指針)

第9条 市長は、相談員が妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 任命権者は、相談員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員のセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則(平成29年伊勢市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

第5条第1項を次のように改める。

職員は、セクシュアル・ハラスメント等をしてはならない。

第5条第2項中「処理しなければ」を「対処しなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、次条第1項の指針を十分認識して行動するよう努めなけれ

ばならない。

第6条第1項中「しないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等」を「なくするために職員が認識すべき事項」に改める。

第7条第1項中「防止を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施しなければ」を「防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、セクシュアル・ハラスメント等の防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者にセクシュアル・ハラスメント等に関する基本的な事項について理解させること並びに新たに所属長となった職員にセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

第8条第2項中「市長が苦情相談への対応について定める」を「次条第1項の」に改める。

本則に次の1条を加える。

(苦情相談に関する指針)

第9条 市長は、相談員がセクシュアル・ハラスメント等に関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 任命権者は、相談員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 128 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 2 年 7 月 2 日 午後 3 時	伊勢市吹上 1 丁目地内	1 台
〃	令和 2 年 7 月 16 日 午前 9 時	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内)	7 台
〃	令和 2 年 7 月 16 日 午前 10 時 30 分	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	8 台
〃	〃	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	3 台
〃	令和 2 年 7 月 16 日 午後 1 時 30 分	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	12 台
〃	〃	明野駅東駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	3 台
〃	〃	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	5 台
〃	令和 2 年 7 月 16 日 午後 3 時	小俣駅高架下駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	2 台

自転車	令和2年7月16日 午後3時	小俣駅東駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	8台
〃	令和2年7月21日 午後3時	伊勢市吹上1丁目地内	3台
計			52台

## 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 129 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 2 年 7 月 4 日以降に到来するものについては、その期限を延長します。

令和 2 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 期限を延長する地域

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村 球磨郡山江村 球磨郡相良村 球磨郡錦町 球磨郡あさぎり町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町



2 延長後の期限

別途告示で定める期日

3 期限を延長する理由

令和2年7月豪雨により被災した可能性があるため。

伊勢市告示第 130 号

令和 2 年 8 月 11 日開議の市議会臨時会で議決を経た令和 2 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、904,682 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、70,697,172 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		20,956,251	1,206,274	22,162,525
	2 国庫補助金	15,194,701	1,206,274	16,400,975
21 繰入金		6,369,854	△305,790	6,064,064
	1 基金繰入金	6,337,440	△305,790	6,031,650
23 諸収入		677,648	4,198	681,846
	5 雑入	568,377	4,198	572,575
歳入合計		69,792,490	904,682	70,697,172

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,213,255	44,684	4,257,939
	1 総務管理費	3,258,698	44,684	3,303,382
3 民生費		33,434,716	17,781	33,452,497
	1 社会福祉費	18,387,462	4,116	18,391,578
	3 児童福祉費	8,314,873	13,665	8,328,538
4 衛生費		5,342,334	21,379	5,363,713
	1 保健衛生費	3,212,094	21,379	3,233,473
7 商工費		1,128,389	607,000	1,735,389
	1 商工費	1,128,389	607,000	1,735,389
8 観光費		864,193	54,388	918,581
	1 観光費	864,193	54,388	918,581
10 消防費		2,496,746	0	2,496,746
	1 消防費	2,496,746	0	2,496,746
11 教育費		7,748,273	159,450	7,907,723
	1 教育総務費	2,477,761	70,535	2,548,296
	2 小学校費	2,901,510	15,856	2,917,366
	3 中学校費	283,440	6,452	289,892
	4 幼稚園費	202,070	2,400	204,470
	6 保健体育費	1,210,132	64,207	1,274,339
歳出合計		69,792,490	904,682	70,697,172

## 第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	すくすく親子応援事業	4,600

## 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
観光地等混雑状況配信事業	自 令和3年度 至 令和4年度	12,000

伊勢市告示第 131 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 8 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリームゾンハウス  
楽天株式会社

2 委託期間

令和 2 年 8 月 31 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 132 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 8 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス  
楽天株式会社

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 2 年 8 月 31 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 133 号

指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 8 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称  
株式会社ニチイ学館
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地  
名 称 ニチイケアセンターみその三重  
所在地 伊勢市御薊町王中島 773 番地 ジョイタウン 1 F
- 3 廃止の届出の受理をした年月日  
令和 2 年 7 月 31 日（事業所廃止年月日：令和 2 年 8 月 31 日）
- 4 サービスの種類  
居宅介護支援



伊勢市告示第 134 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
原動機付自転車	令和 2 年 7 月 23 日 午前 9 時	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	1 台
〃	令和 2 年 8 月 6 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	1 台
〃	〃	五十鈴川駅前 (伊勢市楠部町地内)	4 台
計			6 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年8月18日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和2年8月24日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第42号 令和2年度教育関係補正予算（第7号）について
  - 議案第43号 奨学生の決定について
  - 議案第44号 伊勢市指定文化財の指定について

## 伊勢市上下水道事業告示第 23 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 2 年 8 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 2 年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
大世古 4 丁目、勢田町、二見町江の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 伊勢市公告第 53 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公聴会の開催日時及び場所

令和 2 年 9 月 14 日（月）午後 7 時から

伊勢市役所 東館 5 階 5 - 3 会議室

### 2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画用途地域の変更素案

伊勢都市計画特別用途地区の変更素案

### 3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

### 4 公述人の資格

伊勢都市計画用途地域及び特別用途地区の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

### 5 意見申出書の提出期限

令和 2 年 8 月 31 日（月）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

## 6 公述人の選定

意見申出書を提出された方の中から市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

## 7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

## 8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

## 9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御菌総合支所生活福祉課、伊勢市立伊勢図書館及び伊勢市立小俣図書館

## 10 都市計画の素案の縦覧期間

自 令和2年8月17日（月）

至 令和2年8月31日（月）

## 11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成17年伊勢市規則第135号）の規定によります。

## 12 意見申出書の提出先及び問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 54 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 2 年 8 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
中村町おひさま公園	伊勢市中村町字桶子 325 番 5	283

供用開始の期日 令和 2 年 8 月 21 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 55 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 2 年 8 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
みなと 2 号公園	伊勢市大湊町字野川原新田 264 番 159、1576 番及び 1583 番 1	983

供用開始の期日 令和 2 年 8 月 21 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間



伊勢市公告第 56 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 2 年 8 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
みなと 3 号公園	伊勢市大湊町字野川原新田 1574 番 7	119

供用開始の期日 令和 2 年 8 月 21 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 57 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 2 年 8 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

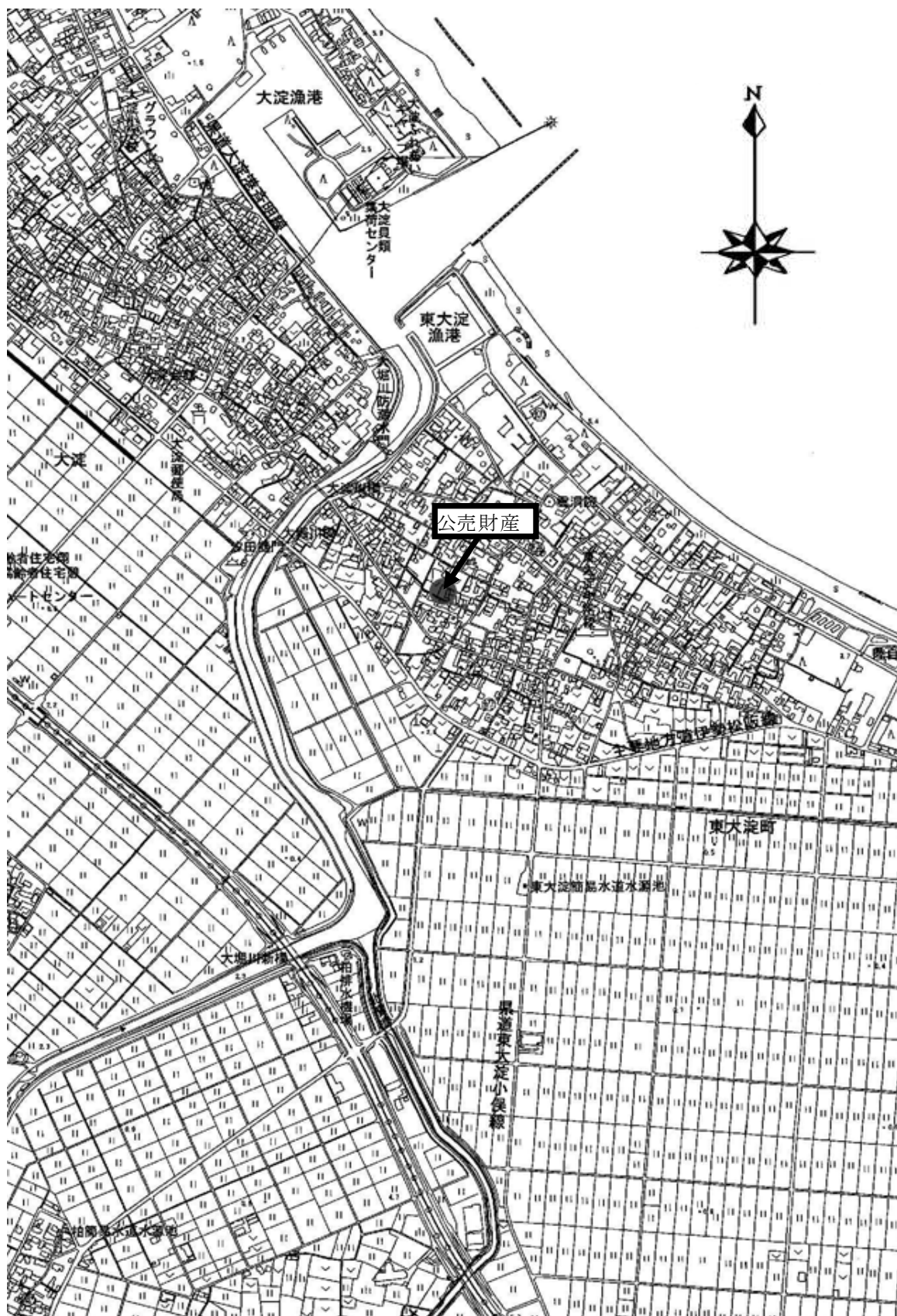
記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 2 年 9 月 25 日（金）13 時 00 分から 令和 2 年 10 月 12 日（月）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 2 年 10 月 16 日（金）13 時 00 分から 令和 2 年 10 月 23 日（金）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 2 年 10 月 30 日（金）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 2 年 10 月 30 日（金）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,790,000 円	
公 売 保 証 金	180,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

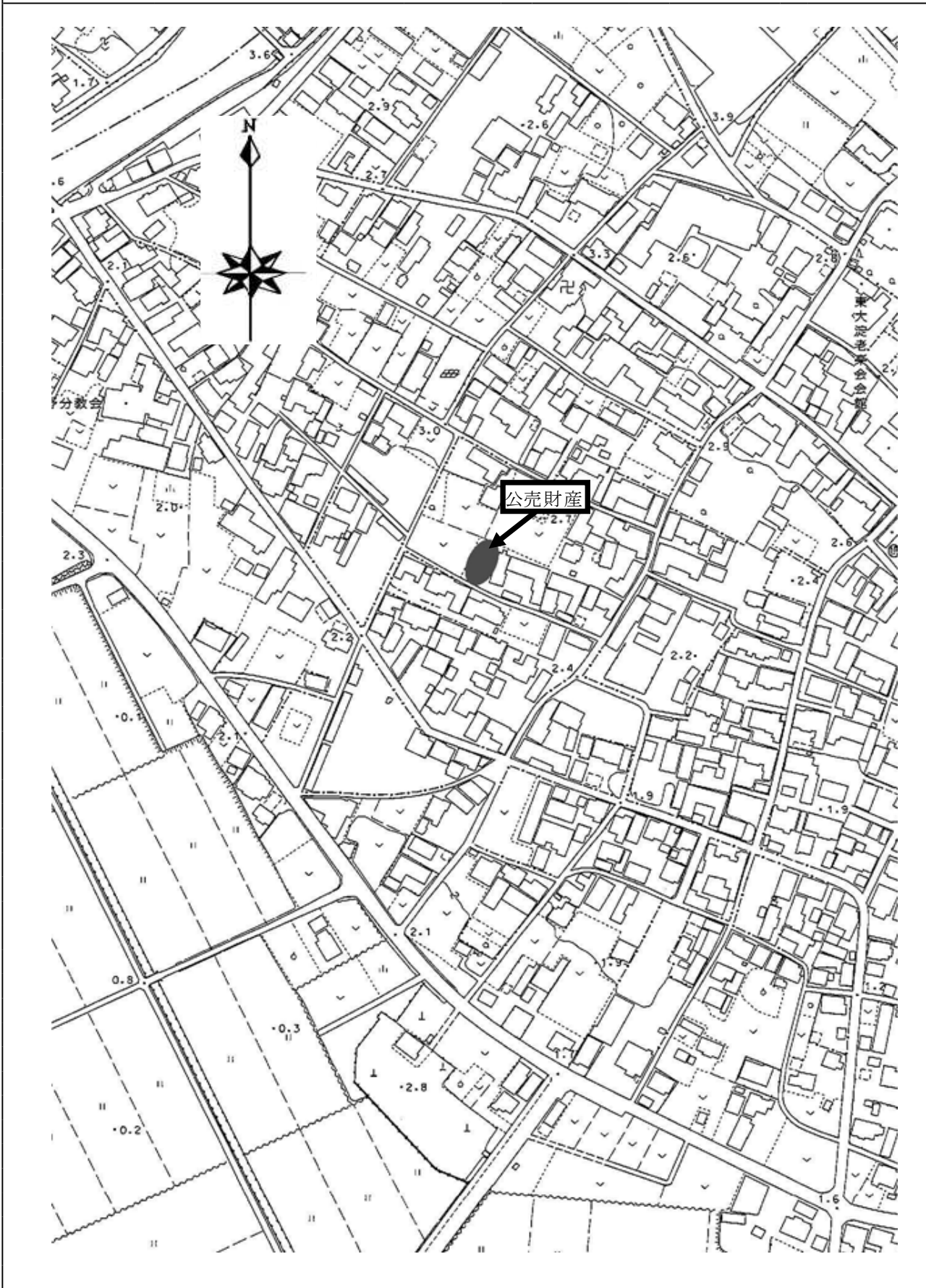
## 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S2-2
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市東大淀町字西ノ山</p> <p>地 番 151 番 2</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 287.83 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	1,790,000 円
公売 保証 金	180,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地目・地積は登記簿による。</li> <li>2 境界については隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>3 公売財産は、大堀川河口付近右岸隣接の臨海部にあつて、主要地方道伊勢松阪線を直接主幹となす東大淀地区農漁家集落地域に所在する。</li> <li>4 公売財産は、令和2年6月29日現在、雑種地として利用されている。</li> <li>5 公売財産は南西側で公道（建築基準法第42条2項道路・幅員約2.0m・舗装）に接する。</li> <li>6 上水道引込みあり</li> <li>7 公売財産の南端中央～西部に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱（支線あり）が1本所在する。</li> <li>8 津波浸水予測区域内 (三重県 ハザードマップ（災害予測図）一覧 津波浸水予測図 25年度版)</li> <li>9 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（第二種田園・集落地区）</li> <li>10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</li> </ol>

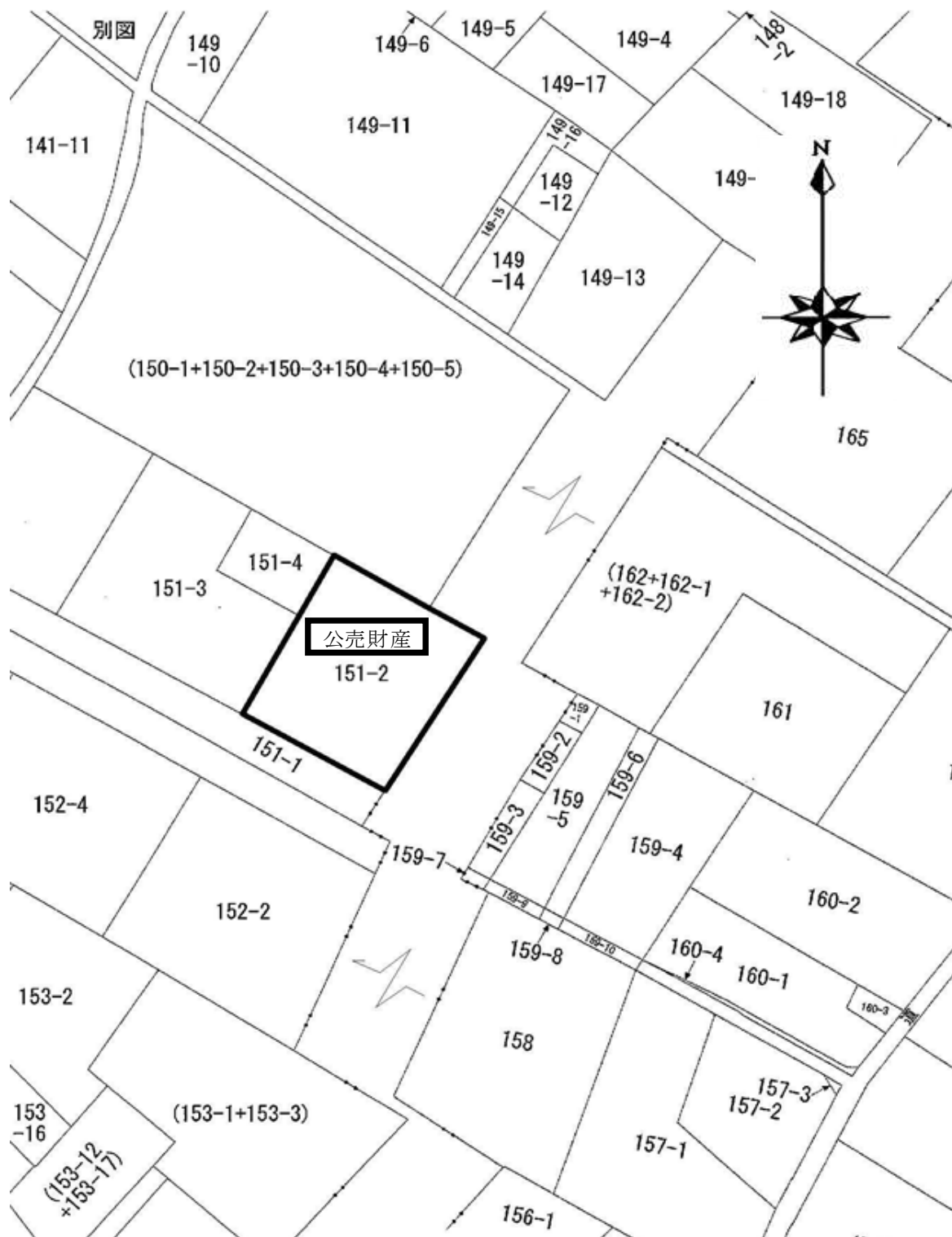
所在図



所在図



土地参考図 (公図集合)









伊勢市公告第 58 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 2 年 8 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
勢田公園	伊勢市勢田町字津摩利石 469 番 113	265

供用開始の期日 令和 2 年 8 月 26 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間